

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市中央卸売市場業務 規程(昭和46年条例第51 号)第75条	使用料の減免	中央卸売市場業務課

1 審査基準は、次のとおりとする。

- (1) 使用者の責めに帰することができない理由により、3日以上にわたって市場の施設を使用することができないとき。
- (2) 第72条の規定による使用停止の期間が引き続き3日以上にわたったとき。
- (3) 使用者が国又は公共団体であるとき、又は特別の理由があると市長が認めたとき。

2 標準処理期間は、30日とする。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。